治癒証明書

弁天保育園園長宛

組	氏名
小口.	ν_{Δ}

お子様が、下記感染症の病気になった場合は、完全に治してから 登園停止の期限については、学校安全保健法の基準を付記致します。該当欄に〇印を付けてくだ さい。

C V 10		
	病名	登園停止の期間
	麻疹(はしか)	解熱した後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後、5日を経過 し、かつ全身状態が良好になるまで
	風疹(三日ばしか)	発疹が消えるまで
	水痘(水ぼうそう) 帯状疱疹	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等主な症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
	結核	感染の危険がないと医師が認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染 (O157、O26、O11等)	感染の危険がないと医師が認めるまで
	ウイルス性胃腸炎 (ロタウイルス・ノロウイ ルス)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が摂れること
	百日咳	特有の咳が消失していること、または適正な抗菌性物質製 剤による5日間の治療が終了していること
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること
	急性出血性結膜炎	医師に感染の恐れがないと認められていること
	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師に感染の恐れがないと認められていること

(医療機関名)				(出席停止期間	年	月	日	~	年	月	日)
	丘	月	日から	ー る各園しても支障	がたい	状能と	認める	+ す			

医師サイン

印

※保護者の皆様へ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断されたのち、登園を再開する際には、この「治癒証明書」を保育所に提出してください。

年 月 日

保護者氏名